

お客様各位

**セイノーロジックス株式会社**

(横浜)045-682-5315

(大阪)06-6260-1031

(名古屋)052-221-7221

**輸出貨物CFS搬入時 送り状の記載内容についてのお願い**

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今、輸出貨物搬入時における情報の不足、書類の不備が数多く見受けられております。  
各 CFS において正しく貨物を判別するために下記の必要事項を記載した「送り状」または「別紙」  
を必ずご持参の上、搬入を行ってくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

**送り状記載必須事項：**

- ・「セイノーロジックス扱い」である旨
- ・通関業者名
- ・BOOKING No.
- ・CASE MARK
- ・個数 / 荷姿
- ・本船名 / 仕向地

搬入関係伝票（送り状、パッキングリスト等）と現物との対査確認は関税法上※で  
求められている手続きとなります。円滑な業務遂行および事故防止のためにお客様  
のご理解とご協力をお願い申し上げます。

(※ 関税法基本通達 34 の 2-1(2)イ)

以上